

## 群馬大学生体調節研究所規程

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16.12. 1	平成19. 4. 1
	平成21.10. 6	平成21.11. 1
	平成23.10. 1	平成25. 7. 1
	平成26. 4. 1	平成26.12. 1
	平成27. 5. 1	平成28. 4. 5
	平成28.10. 4	平成29. 4. 4
	平成31. 4. 1	令和 2. 4. 1
	令和 2. 9. 1	令和 3. 3. 1
	令和 3. 4. 1	令和 5. 8. 1
	令和 6. 4. 1	令和 6. 4. 2

### (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第6条の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所（以下「研究所」という。）に関して必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 研究所は、生体調節に関する医学及び薬学の学理の探求及び応用研究を行うことを目的とする。

### (研究部門)

第3条 研究所に、別表のとおり研究部門等を置く。

2 附属研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

### (所 長)

第4条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、研究所を代表し、その運営に関する事項を統括する。

3 所長適任者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

### (教 授 会)

第5条 研究所に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

### (運営委員会)

第6条 研究所に、共同利用・共同研究拠点に関する重要事項を審議するため、群馬大学生体調節研究所共同利用・共同研究拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

## 附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月2日から施行する。

別表（第3条関係）

研究部門	研究分野・グループ・ユニット・附属研究施設	
基盤研究部門	細胞構造分野	
	生体膜機能分野	
	個体代謝生理学分野	
	拠点研究支援センター	
ゲノム・エピゲノム解析部門	代謝エピジェネティクス分野	
	疾患ゲノム解析分野	
	生体情報ゲノムリソースセンター	
内分泌・代謝疾患解析部門	予防対策グループ	粘膜エコシステム制御分野
	治療対策グループ	代謝疾患医科学分野
		分子糖代謝制御分野
		代謝システム制御分野
	トランスレーショナル リサーチグループ	ヒト膵島解析ユニット
		全世代代謝解析ユニット
		分子標的・薬剤探索ユニット
生活習慣病解析センター		